

◎新潟県告示第985号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、原巻、栃尾中央、八方台いこいの森、船岡山・山本山、柏崎港及び米山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 原巻鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市関沢（旧中条町大字関沢字才の神）地内の才の神橋を起点とし、関沢・小国谷林道線に沿って南東に進み、中条小学校学校林標柱に至り、ここから峰境を進み関沢林道線に至る。ここから更に同林道を北に進み、堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、キジバト、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定して当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 栃尾中央鳥獣保護区

(1) 区域

長岡市平地内の平橋東詰を起点とし、ここから市道栃尾金沢平堤防線を北に進み、市道栃尾原町巻淵1号線に至る。ここから同市道を北東に進み、市道栃尾環状線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道290号に至る。ここから同国道を南に進み、市道栃尾東が丘天下島線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地の中の樹林帯であり、シジュウカラ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 八方台いこいの森鳥獣保護区

(1) 区域

八方台いこいの森一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ウグイス、ホオジロをはじめとする多様

な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 船岡山・山本山鳥獣保護区

(1) 区域

小千谷市本町地内の国道291号と市道本町山本線の交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、山本地内の国道117号との交点を通過し、市道山本山観光道路線に至る。ここから同市道を南東に進み、山本調整池に至り、さらに山本第二調整池東岸沿いを進み、市道池ヶ原山本線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道谷内西中線に至る。ここから同市道を西に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道栄町四つ子線に至る。ここから同市道を南西に進み、主要地方道小千谷十日町津南線に至る。ここから同主要地方道を北に進み、国道117号との交点を通過し、市道川岸船岡外廻り線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上ノ山8号線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、国道117号の交点に至る。ここから同国道を北西に進み、県道法坂柿木線の交点に至る。ここから同県道を西に進み、時水地内で市道山谷吉谷線の交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道時水8号線の交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道時水7号線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道山谷吉谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、国道291号に至る。ここから同国道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、ヒマラヤスギ、モミ等の針葉樹林やシラカバ等の照葉樹林など林相の変化に富む地域であり、区域南側は、遊歩道、展望台も整備されている山本山の山麓及び田園地帯、JR東日本信濃川発電所の人工池からなり、長岡東山山本山県立自然公園と隣接している。

また、人工池にはガン・カモ類を中心に毎年数千羽の水鳥が飛来し、山麓には、タヌキ・キツネの鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 柏崎港鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市松波地内の松浜中学校前を起点とし、国道352号を南西に進み、安政橋を渡り、安政町、北園町、栄町、学校町を経て、市道柏崎1-1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、東港町、西港町を経て、西本町三丁目地内にて県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を鵜川沿いに南東に進み、国道8号の鵜川橋に至る。ここから同国道を西に進み鯨波地内で前川に架かる前川橋に至り、さらに前川左岸を下流に進み日本海に至る。ここから日本海汀線を北東に進み、番神岬、柏崎港突堤、鵜川河口及び鯖石川河口を経て松波中学校地先の海岸に至る。ここから東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸部及び丘陵地に「潮風」及び「赤坂山」の2つの都市公園を有する地域であり、多種多様な鳥類100種類以上が生息し、希少鳥類のハヤブサも確認できる。また、渡りの時期にも海岸線を移動する多くの種類・数の野鳥を確認でき、安政町悪田自然緑地は「環境省2級鳥類観測ステーション」に指定されている。そして、渡り鳥の生態を調べる標識調査が継続して行われており、鳥獣保護区として存続を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、県道柿崎小国線を南西に進み、茗荷沢橋から約700m先の沢に至る。ここから沢沿いに北に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って西に山すそを進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから同農道を北に進み、農道終点から城山（478m）の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡って同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道をさらに西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に達する。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点から同登山道を西に下り農道石原線に達し、ここから北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から林道平沢線に入って北に進み、ここから林道小萱雁海線に入って、さらに北に進み小萱集落に至る。ここから上越市道小萱高畔線を北東に進み、柏崎地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、3,550m山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山（607.5m）に向かって尾根づたいに進み、さらに前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経てさらに上流に進み上越市柿崎区との境界線の一本木に達し、ここから同境界線を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として存続させる必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。